

8-1 課税状況

(1) 課税状況

区分	課税						控除				課税実数		免税	
	一般税率適用		特例税率適用		計		酒税法 第30条第1項、 第2項及び第3項		災害減免法 [第7条第1項]				未納税移出	輸出免税
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数量
清酒	16,738	1,661,808	33	2,681	16,772	1,664,488	230	23,637	-	-	16,541	1,640,858	16,353	3,929
合成清酒	X	X	-	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
連続式蒸留焼酎	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
単式蒸留焼酎	403	103,760	-	-	403	103,760	20	8,039	-	-	384	95,723	306	14
みりん	734	14,665	-	-	734	14,665	0	13	-	-	734	14,654	48	6
ビール	42,631	7,715,905			42,631	7,715,905	1,813	327,945	-	-	40,819	7,387,961	22	1,427
果実酒	839	72,126	47	3,562	888	75,687	114	8,181	0	1	772	67,506	2,142	2
甘味果実酒	93	11,221	6	497	99	11,719	0	32	-	-	98	11,688	218	0
ウイスキー	665	274,007	1,799	143,911	2,465	417,917	38	12,264	-	-	2,427	405,652	3,770	463
ブランデー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
原料用アルコール	X	X	-	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
発泡酒	84,659	11,384,040			84,659	11,384,040	128	17,297	-	-	84,530	11,366,746	19	4
その他の醸造酒	22	2,395	4	339	26	2,734	0	5	-	-	26	2,729	0	5
スピリッツ	528	116,138	87,912	7,032,966	88,439	7,149,104	2,512	206,800	-	-	85,929	6,942,306	18,979	2,610
リキュール	10,615	2,312,748	54,779	4,382,376	65,393	6,695,123	1,108	88,912	0	0	64,286	6,606,210	30,686	3,609
粉末酒・雑酒	17	1,537	-	-	17	1,537	0	11	-	-	17	1,525	-	0
軽減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 270,931	-	-
合計	159,344	23,881,519	144,582	11,566,333	303,927	35,447,854	6,083	711,492	0	1	297,844	34,465,433	91,622	12,073

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製造場から移出された酒類等について、令和7年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

「軽減額」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第87条（以下「措置法」という。）の規定による軽減額であり、令和5年改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいる。

- (注) 1 「特例税率適用」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
 3 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
令和 2 年度	kL 16,210	千円 1,667,275	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL 52,658	千円 10,943,285	kL X	千円 X	kL 417,154	千円 46,354,055
令和 3 年度	16,169	1,602,559	X	X	X	X	52,384	10,458,049	352,139	36,335,063	423,677	48,930,959
令和 4 年度	17,570	1,738,431	X	X	X	X	41,981	8,369,694	319,219	33,407,133	381,569	44,005,024
令和 5 年度	17,554	1,653,562	X	X	X	X	41,100	7,850,140	281,934	30,212,418	342,883	40,110,081
令和 6 年度	16,541	1,640,858	X	X	X	X	40,819	7,387,961	238,819	25,419,420	297,844	34,465,433

(注) 1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

2 令和6年度の各品目の税額について、令和5年改正法による措置法第87条の規定の適用を受ける酒類は、同法第87条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の「計」の税額については、同法第87条の規定を適用(270,931千円)した金額である。

(3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
鳥取県計	721	70,153	-	-	X	X	80	19,182	X	X	237	42,657	鳥取県計
島根県計	1,799	178,344	-	-	X	X	49	13,034	X	X	130	23,612	島根県計
岡山県計	1,735	173,363	-	-	X	X	42	8,377	21	412	40,192	7,274,318	岡山県計
広島県計	6,732	668,528	X	X	X	X	98	19,841	682	13,626	59	11,043	広島県計
山口県計	5,554	550,470	-	-	-	-	115	35,289	-	-	201	36,331	山口県計
総計	16,541	1,640,858	X	X	X	X	384	95,723	734	14,654	40,819	7,387,961	総計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
鳥取県計	39	3,782	X	X	474	177,295	0	0	-	-	19	3,551	鳥取県計
島根県計	173	16,078	86	10,207	X	X	X	X	-	-	76	13,695	島根県計
岡山県計	332	30,982	2	267	X	X	0	67	-	-	84,196	11,307,174	岡山県計
広島県計	219	15,730	9	1,078	1,922	215,647	-	-	X	X	180	31,490	広島県計
山口県計	9	934	X	X	-	-	X	X	X	X	59	10,836	山口県計
総計	772	67,506	98	11,688	2,427	405,652	X	X	X	X	84,530	11,366,746	総計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		軽減額		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
鳥取県計	5	545	21	9,080	649	67,523	-	-	-	△ 41,810	2,247	352,051	鳥取県計
島根県計	9	902	1	349	71	6,468	10	209	-	△ 53,006	2,461	221,203	島根県計
岡山県計	1	200	78,412	6,268,589	44,475	4,970,594	7	1,312	-	△ 49,402	249,422	29,988,270	岡山県計
広島県計	11	1,036	6,985	622,893	13,713	1,128,753	-	-	-	△ 76,031	31,890	2,846,338	広島県計
山口県計	0	46	510	41,395	5,378	432,872	0	4	-	△ 50,682	11,824	1,057,571	山口県計
総計	26	2,729	85,929	6,942,306	64,286	6,606,210	17	1,525	-	△ 270,931	297,844	34,465,433	総計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					手持数量 〔令和7年3月31日現在〕
	製成 ①	アルコール等 混和 ②	焼酎の 品目別アルコール分 等変更 ③	用途変更等 ④	計 〔①+②+③-④〕	
清酒	kL (15,184)	kL	kL	kL	kL (15,184)	kL
	18,675	5		216	18,464	14,108
合成清酒	X				X	
	X	X		X	X	X
連続式蒸留焼酎	X	X	X	X	X	X
単式蒸留焼酎	310	X	X	347	236	1,604
みりん	1,296	-		820	476	316
ビール	42,632	-		355	42,277	184
果実酒	1,890	-		303	1,587	2,145
甘味果実酒	219	-		9	210	76
ウイスキー	4,739	-		1,127	3,612	4,801
ブランデー	X	-		X	X	X
発泡酒	84,711	-		130	84,581	85
その他の醸造酒	25	-		56	△ 31	21
原料用アルコール・スピリッツ	43,243	-		1,392	41,851	3,974
リキュール	88,719	0		9,956	78,763	1,629
粉末酒・雑酒	16	-		0	16	20
合計	287,663	7	330	14,740	273,260	29,165

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
 2 () 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー ・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	粉末酒・雑酒	合 計
令 和 2 年 度	15,221	X	X	163	493	52,719	7,346	621	64,362	34,203	107,102	163,910	5	448,722
令 和 3 年 度	16,603	X	X	190	610	52,565	5,830	1,005	68,711	34,996	114,635	165,938	11	463,745
令 和 4 年 度	17,931	X	X	225	639	42,244	6,266	1,426	71,343	30,203	95,238	149,539	17	417,584
令 和 5 年 度	18,602	X	X	246	501	41,817	4,112	1,954	92,441	18,629	31,643	106,024	14	317,885
令 和 6 年 度	18,464	X	X	236	476	42,277	1,797	X	84,581	△ 31	41,851	78,763	16	273,260